

文教厚生委員会記録

令和5年6月19日開催

- 1 日 時 令和5年6月19日(月) 9:56~12:08
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 渡部委員長 陶久副委員長
横田委員 湯浅委員 星加委員 福島委員 西川委員
住友進一委員 橋本委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長 幸坂副議長
- 6 傍聴議員 金久議員 住友利広議員 喜多議員 広浦議員 水谷議員
久米議員 奥田議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 坂本教育長 松崎政策監
吉村市民部長 荒井環境管理部長 吉岡保健福祉部長
安富市民生活課長 田中人権・男女共同参画課長
山田環境保全課長 松江文化振興課長 清原環境管理課長
小川環境管理事務所長 横手保険年金課長 兼任地域共生推進課長
小坂生活福祉課長 日下介護保険課長 中田こども課長
高山保健センター所長 山下教育部参事 田上教育総務課長
成松学校教育課補佐 岐人権教育課長 田上スポーツ振興課長
松本学校給食課長 松村図書館長 中川科学センター館長
清水税務課長 東條秘書広報課長 他
- 8 事務局 岡部事務局長 近藤議事課長 谷崎課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 5人
- 10 記者席 1人

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 6

渡部委員長 皆さん、おはようございます。ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。議案と文教厚生委員会の所管に係るさまざまな審議を、スムーズな運営に御協力いただきながら進めていってまいりたいと思いますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

では、開会に当たりまして、市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 改めまして、おはようございます。本日も大変御多用の中、文教厚生委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますけれども、本委員会に提案をさせていただきます案件につきましては、条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認案1件、令和4年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認案1件、令和5年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認案1件、条例の制定案2件、条例の一部改正案3件、令和5年度一般会計補正予算案1件の計9件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げますが、御提案申し上げました案件につきまして、十分に御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

渡部委員長 ありがとうございます。本委員会の審査案件は、付託されました市長提出議案9件と陳情1件であります。

審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は、自己紹介をしていただきましたら、議案の説明は着席して行っていただいて構いません。委員の方は、発言する場合は挙手をしていただきますようお願い申し上げます。それでは、審査に入りたいと思います。

承認第2号 阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

渡部委員長 初めに、承認第2号 阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。清水税務課長。

【理事者説明 清水 税務課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、承認第2号 阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり承認

承認第4号 令和4年度阿南市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分の承認について

渡部委員長 承認第4号 令和4年度阿南市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分の承認についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。承認第4号は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、承認第4号を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、承認第4号 令和4年度阿南市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分の承認についてのうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり承認

第5号議案 令和5年度阿南市一般会計補正（第1号）に係る専決処分の承認について

渡部委員長 次に、第5号議案 令和5年度阿南市一般会計補正（第1号）に係る専決処分の承認についてを議題とします。承認第5号についても全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第5議案を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第5号議案 令和5年度阿南市一般会計補正（第1号）に係る専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり承認

第1号議案 阿南市地球温暖化等対策基金条例の制定について

渡部委員長 次に、第1号議案 阿南市地球温暖化等対策基金条例の制定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。住友進一委員。

住友進一委員 対比表の3ページ目にありますけれども、第6条のところですが、右のほうに5条が書いていますが、この旧のほうでいきますと5条の3号にあるんですかね。（3）で、測定機器等の購入に要する経費というのが入っていますが、これは、6条ではどこにこういう項目が入るのでしょうか。

渡部委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 環境保全課の山田です。住友委員の、新旧対照表の、旧の、改正前の第5条第3号の規定が、新たな条例においてどこに規定されているのかとのお尋ねにお答えいたします。新たな条例の第6条、処分の第4号に該当いたします。以上、お答えとします。

渡部委員長 ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第1議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第1号議案 阿南市地球温暖化等対策基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第2号議案　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

渡部委員長　次に、第2号議案　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。理事者の説明
を求めます。中田こども課長。

【理事者説明　中田　こども課長】

渡部委員長　理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。星加委員。

星加　委員　これ、長く出ておりますけれども、厚生労働大臣から総理大臣に変わったというのが、
この変わった趣旨のように思いますが、そうなんですね。

渡部委員長　中田こども課長。

中田　課長　星加委員の御質問に、御説明させていただきます。
令和5年4月1日からこども家庭庁が発足いたしまして、これまで厚生労働省で担っ
ていた子ども、子育てに関する業務等が、内閣府等の外部に位置します、こども家庭庁
に移りましたので、関係法律等が内閣府のこども家庭庁で対応することとなったもので
ございますので、阿南市における条例の効果というのは、変更はないんですけれども、
国においての整理に関係した改正を行っております。以上、御説明とさせていただきます。

星加　委員　ありがとうございました。

渡部委員長　ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第2議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　御異議なしと認めます。よって、第2号議案　こども家庭庁設置法の施行に伴う関
係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
は原案のとおり可決されました。

質　疑　終　了　・　採　決
全　会　一　致　・　原案のとおり可決

第3号議案 災害による市税の減免に関する条例の一部改正について

渡部委員長 次に、第3号議案 災害による市税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。清水税務課長。

【理事者説明 清水 税務課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第3議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第3号議案 災害による市税の減免に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第4号議案 阿南市介護保険条例の一部改正について

渡部委員長 次に、第4号議案 阿南市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。日下介護保険課長。

【理事者説明 日下 介護保険課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第4号議案 阿南市介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 5 号 議 案 阿 南 市 環 境 保 全 推 進 協 議 会 設 置 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

渡部委員長 次に、第5号議案 阿南市環境保全推進協議会設置条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。住友進一委員。

住友進一委員 今、見せてもらってよくわからないところがあるんですけども、この第22条の2のところに、計画書を作って、市町村の認定を申請することができるということを書かれているんですが、これは認定を受けないと、この計画は進めることができないということなんでしょうか。

また、その計画について、同じことですが、認定の許可か、OKが出ないと前を向いて進めないということでしょうか。

渡部委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 環境保全課の山田です。住友委員の御質問に、順を追ってお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この地域脱炭素化促進事業について、少し、簡単に御説明をさせていただいたうえでお答えさせていただきたいと思います。地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充して、円滑な合意形成を図りながら適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が設けられたところでございます。この地域脱炭素化促進事業に関する制度は、地域の円滑な合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギーの導入を促進するものでございます。

この事業を実施するに当たりましては、まず市におきまして、地域の関係者の意見を踏まえ、地域脱炭素化促進事業を実施する区域、いわゆる促進区域や地域の環境の保全のための取り組み、または地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組みなど、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を実行計画に位置付けます。

次に、その計画を踏まえ、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者から市に対して提出された事業計画について、認定基準に適合している場合、市は地域脱炭素化促進事業として認定を行い、事業者が再エネ導入事業を実施するというのが、この事業の概要となっております。

委員御質問の、認定を受けなければならないのかということですが、この事業のスキームといたしましては、本市が区域施策編の中で定めました地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項に照らし合わせて、事業者が事業計画の案を、まず作っていただいたうえで、そういった認定申請を行う予定があるという場合は、まず、その認定申請の前に、阿南市地球温暖化対策推進協議会、または、関係者の出席をいただいた中で計画に照らし合わせて、市が求める事業に合致しているものかというのを、まず、事前協議いたし

ます。そのうえで事前の、地域との協議が整ったうえで認定申請を市にさせていただきまして、市は、それを受けつけて、関係行政機関に確認を取ったうえで市が認定を行うというかたちになっております。

以前は県とか国とか、関係機関に事業者がそれぞれ申請していた事業ではございましたが、今後は阿南市が事業を実施することにより、ワンストップで事業者が申請できるといったところが、この事業のメリットの一つとなっているところでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 御丁寧な説明、ありがとうございます。よくわかりました。

もう一つ、この認定を市から受けたら補助制度みたいなのが使いやすくなるのか、国の補助制度を活用しやすくなるのか、あるいは市単独で、この補助ができるような制度という仕組みは、これからできるんでしょうか。

渡部委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 環境保全課の山田です。住友委員の御質問にお答えいたします。

この制度の特徴は、地域にとりまして、地域主導で地域にメリットのある再エネ事業を誘致することができるという点でございます。また、事業者にとりましても、再エネ事業の候補地や、配慮調整が必要な課題が事前に見える化がされており、実施する事業の予見性が高まる。また、関係許可等、手続きのワンストップ化の特例を受けることができるなど、関係機関との調整事務の負担軽減といったメリットもあります。

また、事業者にとりましては、環境省等が実施する補助事業を受けやすくなるといったメリットもございます。総じて、地域の合意形成のもとで円滑な再エネ事業の導入拡大が期待されている事業でございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。よくわかりました。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。湯浅委員。

湯浅 委員 この協議会の委員についてですが、次に掲げるものをもって構成するというので、9団体というか、関係部署の方ということですが、具体的な人数としては何人になるんでしょうか。人数の割振りもわかればお教えいただきたいと思っております。

渡部委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 環境保全課の山田でございます。

地球温暖化対策の、この委員の構成につきましては、現在、条例で定員が15人。これまで区域施策編の策定等に御協議をいただいております委員が、現在、委嘱している人数が14人でございます。その委員の構成の内訳を申し上げます。学識経験者が2人、市内に立地する発電事業等の主要企業の代表者、こちらが5人でございます。次に、市内の総合経済団体の代表者、こちらが1人でございます。続いて、森林資源の有効活用を推進する公益社団法人の代表者が1人でございます。続いて、エネルギー関係団体の代表者が1人でございます。市内の金融機関の代表者が2人でございます。続いて、消費者団体の代表者が1人、最後に阿南市から1人の合計14人となっております。以上、

お答えといたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第5号議案 阿南市環境保全推進協議会設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第8号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第3号)について(関係部分)

渡部委員長 次に、第8号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第8号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。湯浅委員。

湯浅 委員 14ページの保育所営繕費についてお尋ねいたします。1,150万9,000円の内分ですが、これの手数料、設計業務委託料、施設改修工事費について、その内容をお尋ねいたします。

渡部委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田でございます。よろしくお願いたします。湯浅委員の保育所営繕費の予算につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、手数料でございますが、こちらは平島こどもセンター施設改修に係ります確認申請手数料及び完了検査手数料でございます。それと、羽ノ浦さくら保育所除却工事の設計をするにあたりまして必要となります、アスベスト及びダイオキシン調査業務の手数料でございます。

羽ノ浦さくら保育所は複数年度にわたる増改築を繰り返した建物でございまして、アスベスト調査におきましては建設ごとに検体採取をする必要がございますので、少し大きな金額となっております。

次に設計業務委託料でございますが、平島こどもセンター施設改修の設計業務委託料と、羽ノ浦さくら保育所の除却に係る設計業務の委託料でございます。

続いての施設改修工事費でございますが、こちらは現在、羽ノ浦くるみ保育所の給食は、羽ノ浦さくら保育所で調理したものを外部搬入しておりますが、これを平島こどもセンターから搬出できるようにするため施設改修でございます。主には、搬出口となります給食室前に風雨よけの屋根等を設置し、また、積み下ろしの作業がスムーズに行えるよう、土間コンクリートを整備するものでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第8号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第8号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

陳情第4号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書を国へ送付することを求める陳情

渡部委員長 次に、陳情の審査に入ります。
陳情第4号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書を国へ送付することを求める陳情を議題とします。まず、事務局に要旨の朗読をいたさせます。

【事務局 朗読】

渡部委員長 ありがとうございます。本陳情に対して、理事者の見解がありましたらお願いいたします。小坂生活福祉課長。

【理事者見解 小坂 生活福祉課長】

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。よろしくお願いたします。陳情第4号に対しての、理事者の見解を申し上げます。

生活保護とは、御承知のとおり、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な、最低限度の生活を保障するとともに、

自立を助長することを目的とする制度であり、具体的には、各実施機関において、生活保護費の支給や就労指導など、さまざまな生活保護業務を行っております。

生活保護費については、世帯の人数や年齢、また障がいや母子世帯など、個別の事情に応じて認定される各種加算額等により決定されており、非保護世帯の生活が激変しないよう、適正な水準を確保するため、厚生労働省において5年に一度、基準額等の見直しを行っております。

ロシアのウクライナ侵攻の影響による原材料や燃料費の高騰等に起因する物価上昇は、とりわけ低所得者世帯の生活を直撃していることから、各自治体では、国の交付金を活用した給付金の支給をはじめとする、さまざまな支援策を実施しており、本市におきましても、令和3年度、4年度と、住民税非課税世帯等への給付事業を行い、今年度におきましても、1世帯当たり3万円の給付を行う予定でございます。

生活保護費減額の取り消しを求めた裁判が全国各地で行われていることは承知しておりますが、生活保護費の算定には物価変動が大きく関係しており、物価の変動率の算定にあたって、低所得層の消費水準と被保護者の消費構造をどの程度考慮するかは厚生労働大臣の裁量にゆだねられていることなどから、司法判断は大きく分かれているところでございます。

市といたしましては、生活保護費については国が細部にわたって非保護世帯と生活保護を受けていない低所得世帯との消費実態を比較し、適宜、見直しを行い、適正な保護費が決定されているものと考えていることや、物価高騰に対する給付金については、生活保護世帯も対象とし、広く支援の手が差し伸べられていること。さらには、令和5年度の基準改定において、国の試算では、75歳高齢夫婦の世帯などが低所得世帯の生活費を上回ったが、物価高騰の影響を踏まえ、令和6年度末まで特例的に引き下げを見送り、一方、引き上げが必要となる世帯などでは増額改定を行ったうえで、さらに1人当たり月額1,000円の加算を行うことで、多くの世帯で増額が見込まれることなどから、引き続き、国の動向や訴訟の判決の結果等を注視しながら、適正な生活保護事務の遂行に努めてまいりたいと考えております。以上です。

渡部委員長 ありがとうございました。

これより、本陳情について委員から御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。御意見ございませんか。横田委員。

横田 委員 先ほど来、理事者の見解をお聞きいたしまして、理解を進めたという思いであります。本市におきましても、新型コロナ対策の特別交付金等を活用されて、いろいろと事業を行っていただいておりますし、給付金等も事業化して進めていただいておりますので、私は、現状では不採択でいいのではないかと、このような思いをいたしております。以上です。

渡部委員長 ほかに御意見ございませんか。ただ今、不採択との御意見がございます。ほかに御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 では、御意見なしと認めます。

不採択との御意見がございますので、これより、本陳情を挙手採決いたします。本陳情を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 なし)

渡部委員長 挙手少数、なしであります。よって、陳情第4号は不採択と決しました。

質疑終了・採 決
挙手少数、なし・不採択

渡部委員長 以上で、本委員会に付託されました議案の審査と陳情の審査が終了いたしました。ここで15分ほど休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

休 憩 10:53～11:08

渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一 般 質 問

渡部委員長 これより、本委員会の所管に係る一般質問をお受けしたいと思います。通告がなされておりますので、どなたからでもどうぞ。挙手をしてください。星加委員。

星加 委員 それでは、通告をいたしておりますとおり、国民健康保険、被保険者がマイナンバーカードの登録している人数についてお伺いをさせていただきます。

今日の新聞にも、来年の秋にマイナ保険証が、法案で決まったという関係から新聞が、共同通信が電話の世論調査をしておりますら、72%の人が反対という、ちょうど私の質問のようなことが新聞に掲載されておりました。本日、新聞は、議員ですからお読みになっていると思いますので、そのことについて質問いたしたいと思います。

2024年秋には、現在使用しているような健康保険証が廃止いたしまして、マイナ保険証の使用になるという法案が可決いたしました。2024年秋の予定だと、あと1年3カ月ぐらいですが、混乱なく移行が可能だと考えてられているのか、ということについてお伺いいたします。

また、今年4月より、医療機関や薬局でマイナンバーカードの保険証が使用可能となっておりますが、各医療機関や薬局での使用率等がわかれば教えていただきたいと思っておりますので、その点について、まずお答えをいただきたいと思っております。

渡部委員長 横手保険年金課長。

横手 課長 保険年金課の横手です。星加委員のマイナ保険証についての御質問にお答えをいたします。

渡部委員長 課長、着席どうぞ。

横手 課長 ありがとうございます。

阿南市の国民健康保険被保険者数とマイナンバーカードの保険者利用の登録人数についてどれぐらいかという御質問でございますが、令和5年3月31日現在における阿南市国民健康保険被保険者数は1万3,034人でございます。このうち、マイナンバーカード保険証利用登録者数につきまして、徳島県国民健康保険団体連合会によりますと、令和5年4月12日現在、6,611人でございます。

次に「2024年秋に現在の健康保険証が廃止となるが、阿南市として混乱なく、どう対応するのか」という御質問についてでございます。

国は2024年秋に、現在の保険証廃止を目指す方針を表明しました。そして、令和5年6月9日に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたところでございます。これは、健康保険証の廃止後、マイナンバーカードによる電子資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによる電子資格確認を受けることができない状況にある者が、必要な保険診療等を受けられるよう、その被保険者の資格に係る情報として、厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付、または電磁的方法による提供をすることとなっております。

阿南市におきましても、国民健康保険の世帯主が、資格に係る情報を求めた場合は、必要な保険診療等を受けられるよう、書面の交付や電磁的方法による提供を行ってまいります。なお、経過措置として、2024年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年、使用することができることとなっておりますので、直ちに書面や電磁的提供が必要になるわけではございません。今後も国からの情報提供がありましたら周知させていただきたいと考えております。

次に、医療機関や薬局で、実際にマイナンバーカードを保険証として使用している人の使用率についてのお尋ねでございます。カードリーダーが設置されている医療機関や薬局については、マイナンバーカードを保険証として利用することが可能でございます。厚生労働省のデータによりますと、本年4月末時点において、阿南市内の医療機関、薬局などで顔認証付カードリーダーの申込率は93.0%、運用開始率は64.3%となっております。

実際に医療機関や薬局で使用されているマイナ保険証の使用率につきましては、全ての事例を把握することは困難でございますが、例えば阿南市夜間休日診療において、4月は92件中5件、5月は113件中5件となっており、合わせて205件中10件、マイナ保険証使用率は4.9%でございます。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 さっきいい忘れましたが、2問ございますので、まずマイナンバーカードの健康保険証についてお伺いいたしました。

ただ今、課長より御答弁がございました。今のお話をお聞きいたしましたところ、国民健康保険被保険者というのは今のところ、半数ぐらいの方がひもづけができていて、1万3,000人ですかね、その内で6,611人ということですから、ひもづけができていてということですが、全部の医療機関では、どれぐらいの使用率かということとはわからないが、阿南市の夜間休日診療所におきましては非常に、パーセンテージも低いということでお答えをいただきました。

私も、お医者さんとか薬局では、必ずこれを聞くことにいたしておりますが、もう非常に、健康保険証として利用する方が少ないというお話も聞いておりますし、4月から5月までのことではございますが、非常に低いということでもあります。それは紙の保険証ですね、書面交付をしているからとも思えますが、ある病院によっては「念のために二つお持ちください」というところもあるようです。

そしてまた、今日の新聞報道によりますと、これ、医療機関の方が現在、国はマイナンバーカードの普及をしていっているんですが、マイナンバーカードを作る、作らないというのは、これは国民任意である。作っても作らなくてもいいということ、政府はうたっております。ですが、自治体には交付税を減額するという鞭を打ちつけまして、マイナンバーカードの普及促進を図ってきました。そして現在も図っています。

一方で、国民には2万ポイントというポイントを、作った人には付与しまして、飴を与えているのが現状です。そして、国民皆保険である国民健康保険証を、マイナンバー

カードで保険証としてひもづけて使用しましょう。今、阿南市では書面も使えるということですが、24年の秋から始めるといって、これは国においても、国会で決定したわけですね。そういうことから話しましても、マイナンバーカードに対する現在、非常な不信感というのが、国民の間では広がっております。

と申しますのは、この前、6月に入りまして、どれだけマイナンバーカードの不備な点があるかと、今、全部切り取っておりましたら、もうほとんど毎日のように新聞紙上を騒がせているのが現状でございました。そして、他県では、医療現場から混乱が広がっているのを停止してほしいというような報道もあります。撤回を求める声というのが強くあるということです。今日の新聞にもそのようなことが書かれておりました。

ということは阿南市が、病院へ行くというのは、健康的に問題がある人が病院へ行くわけですね。そういうことからすると、国民健康保険証、これはやはり、先ほどこうするとはいいませんが、使えるような、今、御答弁いただきましたのは、2024年の秋からになっても、それから1年ぐらいは使用できるということですが、これ、混乱が起きる前にどうするかという、国の動向もそうですが、阿南市として困っている人を助ける、そして、健康を害している人に寄り添うという対策を、もう考えていかないといけないと思うんです。その点について要望いたしておきます。これは要望ですから、ただ今、御答弁いただきましてありがとうございました。

次に、通告をいたしておりましたデジタル化に伴う視覚障がい者への支援についてであります。デジタル機器を利用するとき、操作など、スキル面で困難と感じている視覚障がい者の方が多いといわれています。視覚障がい者、そしてまた視覚障がい者の高齢者の方は点字で文字を読んでいるのが、ずっと昔からそのようにしておりましたが、いわゆるデジタル化に伴いまして、最新の情報通信技術、ICT機器、スマホやタッチパッドなど、デジタル機器を使う際は音声読み上げや音声入力ソフトウェアを使うなどされているようです。それで、ソフトの購入などに関して、経済的に困難な方もいます。自治体でどのような支援ができるのか、その点についてお伺いいたします。

渡部委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 地域共生推進課の兼任です。星加委員の、デジタル化に伴う視覚障がい者への支援の方法の御質問に対して御説明申し上げます。

本市におきましては、視覚障がい者の日常生活の便宜を図るため、活字文書読み上げ装置などの用具の給付等を行う日常生活用具給付事業による支援はありますが、視覚障がい者を対象としたデジタル化へのサポートにつきましては取り組みが進んでいないのが現状でございます。

その理由の一つといたしまして、視覚障がいは、単に視力や視野の障がいだけでなく、色や光の感じ方も障がいに含まれ、障がいの程度や状態がさまざまであり、サポートそのものの難しさや、専門的知識をもった人材を複数確保することが困難なことが挙げられますが、本市における地域共生社会の実現に向けては、国が示しております、障がいによる情報の取得利用、意思疎通に係る施策の推進が必要であることは強く認識しているところでございます。

本市の取り組みではございませんが、徳島県において、令和4年度に、視覚障がいをはじめ、視覚による表現の認識が困難な方々に、点字図書や録音図書のデータを提供するネットワークであるサピエ図書館等のインターネットを通じたサービスの利活用やICT機器の操作について支援を行う視覚障がい者ICTサポーターの養成研修を行い、視覚障がい者へのサポートが行える人材育成を行っております。

また、デジタル化に特化した取り組みではございませんが、5月の課長補佐会において、色覚障がいの方に向けた情報発信の在り方といたしまして、背景と文字の色のコントラスト比が確保されておらず、高齢者や視覚・色覚障がい者が閲覧しにくいことへの

認識を持っていただくために、カラーユニバーサルデザインについての勉強会を行い、色の使い方に配慮した、全ての人にとって見やすく、わかりやすい情報提供について職員間で情報共有を行ったところでございます。

今後におきましては、視覚障がいのある方がパソコンやスマートフォンを活用して豊かな生活と社会参加を促進できるよう、県及び関係機関と連携を図り、支援方法の在り方について検討を行ってまいりたいと考えております。以上、御説明とさせていただきます。

星加 委員 ありがとうございます。視覚障がい者の方が非常に困っている現状というものがございます。やはり、その方たちに、徳島県というのではなく、阿南市でどういう視覚障がい者の方の御支援ができるかということも、もう一度、課内で考えていただいて、サポートをしていただきたいと思っておりますので、強く要望をいたしておきます。

渡部委員長 ほかに質問はありませんか。横田委員。

横田 委員 通告をしてありますので、少し聞かせていただきたいと思いますが、防犯灯の件であります。

例年なら大体、3灯、3基というんですか、私の理解するところ、大体ここ数十年から20年近く、事業が行われてきたと思うんですが、今期1基になったその理由についてと。

この防犯灯の事業というのは、周辺地域に住む人たちにとっては、非常に意義深い事業でありまして、危険なところの解消、また、夜に灯が、明かりがついているということで、非常に市民の皆さんにとってはありがたい事業だと、直接、安全に関係するので、貴重な事業で、楽しみにしているといったらおかしいんですが、あっちもついたらまたうちのほうでも、ということで行ってきておりますし、四国電力の御寄附があって、年に4基ということも、かなり年を超えてありますので。

今季、一つになったということが地元のほうでも、公民館等を通じて、あとの予定されている方々が先延ばしになると。先延ばしはどの程度になっていくのか。このような1基の状態ですと、今まで1年でできていた新設の設置が3年もかかるということになりますので、どのようなお考えでおられるのか。

それで、修繕料として、今までの予算からいうと3倍の金額が計画されておりますので、何カ所の修繕をされるのか。これ、96万円で、新設が、各地域1個ずつとしたら、一つが、新設というは3万円ぐらいついていると思うんですね。それが今度は555万円、一お金が違っていたらってくださいよ。私が予算書を見てきたところで進めさせていただいているので。これ、仮に3万円としますと、かなりの数になるのではないかとということなので、修繕料がこれだけ高いのはどうしてなのかということと、それと、この修繕する箇所については、どのような地域で何個ということが、もしわかればいついただけたらと思います。

というのも私どもは、LED化というのは数年前にもう、防犯灯においては済んだと思っていたんですね。日亜化学工業さんからの御寄附をいただいたお金を活用して、3、4年でLED化をしたように記憶していましたので、これだけのものが残っていたのか。また、新しく、これは防犯灯として入れたのかどうか。ずっとあったやつをしていく、それだけ多く残っていたものか、このあたりも、ちょっとわかったら教えていただけたらと思いますのでお願いします。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 市民生活課、安富です。横田委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、3基から1基に減らした理由についての御質問にお答えさせていただきます。防犯灯の設置台数を抑えた理由につきましては、奥田議員の一般質問の御答弁でも申し上げましたが、今年度におきましては、LED器具への取り換えをすることに重点を置き、各地区での防犯灯の新設は1カ所の配分とさせていただきます。しかしながら、4月以降に数カ所の出先機関から設置台数等の問い合わせがあったことなどを踏まえ、各地区の防犯灯の設置要望についての、今後の全体像を把握するため、6月1日付で支所、公民館、住民センター等の出先機関に対しまして、設置要望調査表の提出をお願いしているところでございます。

防犯灯は犯罪、または事故を抑止する効果があり、市民の安全を守るために非常に有効な設備であることは十分に認識をいたしておりますことから、設置要望の全体像を把握したのち、新規設置の必要性を判断し、予算措置を行うことも含め、引き続き、適正な防犯灯管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、今年度の修繕料が、令和4年度は150万円に対し、今年度555万円計上されておりますが、その理由につきましては、うち360万円が、先ほど申し上げました、環境に優しいLED器具への取り換えをする修繕料となっております。現在、阿南市には、防犯灯の設置数は約6,600灯で、そのうちLEDにできていない防犯灯が約200基ございます。その200基のうち、約150灯につきましては、今回、取り換えをするようなかたちで対応しているところでございます。

実際には、360万円予算がついているんですけども、器具の高騰であるとか、人件費の高騰によりまして、現在、約400万円で防犯灯143基を修繕する予定で契約をしております。

それと、三つ目の、各地区のLED化される防犯灯の修繕の台数につきましては、地区ごとには数字を把握しておりません。以上、御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 横田委員。

横田 委員 本会議で聞いたのでは10地域というようなことで答弁があったように思うんですが、どこかの地域に偏ったり、防犯灯といいながら、以前は商店街等が維持管理してきた街灯とか、そういうものが防犯灯に組み込まれているというようなことはなんでしょうね。防犯灯だから防犯灯の財源を確保して、いってみたら、以前、商店街がたくさん、地域、地域で街灯を作って、商店を維持管理していたんですが、この頃、商店街も非常に厳しいということで、桑野はとくに、防犯灯は維持管理できなくて、市の防犯灯に順次、ゆっくりですが、年に一つ、同じところばかりというわけにはいかないので変えてきたんです。そういったことで変えていっているの、先ほど、ちょっとわからないといわれたので、もうそれ以上のことはあまり追求しませんが、明るくなるというのが大事で、暗くてもついているところは、いくらか、経費の問題で今後、ゆっくり変えていってもいいのではないかと思うので、できたら、できるだけ今までのような設置ができたかなという思いでありますので、要望をしておきます。

地元にはもう「今年は仕方がないのかな」ということはいっているんですが、12月なりに補正をいただけたら、9月でもと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 時間も押していますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

先ほどの防犯灯の件で、私もよくいわれたので、ちょっとつけ加えておきますね。今、安富課長からはすごく丁寧な御答弁があったんですね。そのことを先にいわないといけませんね。要するに、3基から1基に減したということに、地域のお世話をしてくれる協議会とか、そういう関係者の役員さん、ここに連絡をしておくべきなんですよ。混乱

するのはそこなんです。だから、そういうことの混乱は当然だと思いますが、ここは市ですからね、県と違って。これは市民に一番身近な市役所の役目なんです。やっぱり担当課が汗をかいて、足を運んで説明をするということ。支所もありますし、それから公民館もありますけれども、そちらのところの説明を十分にさせていただきたい、このように思います。あと2点お願いします。

もう1点は、多様な集団活動事業利用支援補助金についてですけれども、私が質問をさせていただきました。このことは非常にいいことなんです。それで、お金があるということで、市はものすごく勇気を持って頑張っていただけだと思うんです。

ただ、私は、ちょっと私の身体の都合で、ケーブルテレビを見ていたんです。よくわかったんですけれども、3月の議会だったんですけれども。これは、規約の規定とか要綱というのを先に策定して、そして、それで広報して、いろんなところであるほうが、私は順序的にはよかったかなと思って質問をさせていただきました。それで、そのときに、なぜかという、やっぱり子ども・子育て会議でも少し、異論が出たように聞いておりますので、そこら辺に誤解を生んだら困るということ。

それと、私の6月の質問の最後に「本事業の対象施設等としての適合審査申請を提出された施設等はない」と答弁がありました。これはないのは当然ですよ、広報ができていないんですもの。規約は5月30日にできたんですよ。だから、5月30日に要綱とか、そんなのができて、それからスタートでしょう。私は、そういうところで一番時間を大切にしないとイケないところの人はスタートラインに並んで平等に支援を受けられないですよ。していただきたかったということが私の本音なんです。

今後、該当する施設はありますか。これは質問です。一問一答で。

渡部委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田でございます。橋本委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、御質問でもおっしゃっていただきましたが、要綱のほうが5月30日に決裁できておまして、広報につきましても、現在、決裁中ですので、これから広報し、申請のほうを受けつけていくこととなりますので、現在においてはどれだけの団体が出てくるかというのは把握できておりません。以上、お答えとさせていただきます。

橋本 委員 これから丁寧に広報してくださいね。よろしく願いいたします。

あと1点、要望ですけれども、公民館運営についてです。公民館運営で「地域の人が集い、学び、また防災拠点としての活用が公民館のあるべき姿と思う」ということを、先般の議会の市瀬教育部長から発言がありました。私はそのとおりだと思うんです。2020年からのこのコロナウイルス感染症によって今、地域ではコミュニティが崩壊している状況です。自主防災だったってもう運営できるか、できないかのような状況になっています、私のほうですけれども。皆さんの、それは共有するところだろうと思うんです。そういうところで、地域の公民館を中心にこれからいろいろな活動をするによって、生きがいを感じて頑張る地域の人に側面から支援をするのが公民館の職務と思っていますので、そのような運営方法をしっかりとやっていただきたい。これは強く要望しておきます。よろしく願いいたします。以上です。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 それでは、羽ノ浦小学校の建て替えとJA東とくしま羽ノ浦支所用地購入について伺いいたします。令和元年9月議会において、羽ノ浦支所及び羽ノ浦地域交流センターを取り除き、その跡地と学校敷地を合わせて建設予定地として新たに建て替えるという方針が出されました。その後、令和2年2月22日の新聞におきまして「羽ノ浦小建て

替え撤回 阿南市長、こども園も再検討」との見出しで掲載されました。令和2年3月議会の答弁では「今後、市民の声を聞いたうえで再検討する。また、令和元年9月に出された前提方針、跡地活用の観点のみにとらわれることなく、柔軟で幅広い選択肢のもと、市民の声を聞いたうえで再検討することに改める」。また、令和2年6月議会において、福谷議員の質問、再問に対して「羽ノ浦小学校建て替え検討会議を4月29日に開催。作業部会からの事前調査報告を受けたうえで、5月29日に2回目を開催。地元の皆様に十分な説明をするためにも、検討会議や作業部会において丁寧に議論を重ねたうえで、なるべく早く建て替え方針を決定してまいりたい」と答弁しております。

しかし、令和2年9月議会において、福島議員の質問に対し「羽ノ浦小学校の建て替えに関しましては、羽ノ浦支所及び羽ノ浦地域交流センターを取り除き、その跡地と、現在の学校敷地を合わせて羽ノ浦小学校建設予定地として新たに建て替えるという基本的考え方のもと、羽ノ浦小学校建て替え検討プロジェクトチームにおいて、これまでに2回の検討会議と1回の作業部会を開催してまいりました」と答弁しております。

ということは、4月29日と5月29日に検討会議を行って、その後、検討会議は行われていないということなのか。また、市民の声も聞いていない、小学校に対しても話をしていない。また、令和2年6月以降、検討会議、作業部会も行われておられない中で、いつの間にか再検討するといっておられました方針が、令和元年9月議会に出された方針に戻っております。誰からの要望があって方針決定をされたのか不思議でなりません。方針決定に至った経緯について、議会に対して説明をお願いしたいと思います。また、市民の意見を聞いていない、相談や説明ができていないからこそこのような、徳島新聞に出されました読者の手紙への投稿につながったのではないかと思います。

学校施設整備においては、児童の安全、安心を何よりも最優先で考えなければならない問題であります。また、これから整備する学校は60年、70年先まで使用するようになることとありますが、阿南市内で最も児童数の多い羽ノ浦小学校でさえ、令和9年には児童数が100人減少するとの推計が出されております。現在の状況で判断するのではなく、将来を見据えて統合も検討すべきと考えます。

そこで質問をいたします。本日の説明会は延期されるようになったそうですが、羽ノ浦小学校関係者20人ぐらいに案内を出して、羽ノ浦小学校建て替えに向けた基本的な考え方や、JA東とくしま羽ノ浦支所用地の活用等について説明会を行うようではありますが、行政として誰が出席されるのか。また、今回の案内を出していない保護者や地元住民への説明会はどのように行っていくのか、お伺いをいたします。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 教育総務課、田上でございます。湯浅委員の御質問に御答弁申し上げます。

本日、予定しておりましたPTA役員等の皆様への説明会につきましては、教育委員会内で体調不良者が複数名出ておりますので、急きょではございますが、2週間程度、延期をしたいと考えております。このあと、後日になりますが、実施いたします説明会につきましては、学校運営協議会委員、PTA本部役員並びに運動場を利用するスポーツ少年団関係の皆様に対しまして、羽ノ浦小学校改築の基本的な方針及びJA東とくしま羽ノ浦支所用地について説明を行う予定としております。

出席予定者でございまして、教育部長及び教育総務課職員で出席する予定としております。その後、説明会当日の資料を保護者全員にお送りし、周知をする予定としております。また、地元住民の皆様への周知につきましては、かわら版等によりお伝えしてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。

その案内を出していない保護者や地元住民に対して、資料やかかわら版ということではありますが、そこに至るまでにある程度の住民の御理解をいただくような努力をぜひ、お願いしたいと思います。そこで説明したからもうこれで決定ですということのないようにお願いしたいと思います。

また、整備後は60年、70年活用するであろう校舎であります。児童はもちろん、学校関係者、地元の住民の皆さんに喜んでいただける施設整備をぜひ、お願いしたいと思います。また、スピード感も大切とは思いますが、まずは子どもたちの安全、安心を最優先で考えていただきまして、学校関係者、保護者、地域住民の方の御理解をいただいたうえで、事業を進めていただきますよう、強く要望をいたします。

もう1点、春日野グラウンド購入予算についてお伺いいたします。昨年度、春日野グラウンドを県より購入する予算として1億4,700万円計上されておりましたが、現在、予算は今年度に繰り越されております。そこで伺いをいたします。春日野グラウンド購入予算1億4,700万円の予算執行できなかった理由と、現在、検討しているであろう春日野グラウンド購入検討内容を踏まえ、今後、1億4,700万円をどのように処理していくのか伺いをいたします。

渡部委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田でございます。湯浅委員の御質問にお答えいたします。

春日野グラウンドの購入を目的として、令和5年度一般会計予算に繰り越しをしております。保育所施設整備事業公有財産購入費1億4,700万円の執行につきましては、春日野グラウンドを利用する関係者の皆様からの代替グラウンドについての御意見、春日野グラウンドへ保育施設を建設することについての御意見など、さまざまな観点で大変多くの御意見、御要望をいただいているところでございまして、代替グラウンドについて、関係利用団体との合意が得られていない状況から、予算の執行には至っておりません。

次に、この公有財産購入費について、今後、どのような処理をされるのかについては、羽ノ浦地区における教育保育施設整備につきまして、先の令和5年3月議会の一般質問におきまして、春日野グラウンドのみに限定することなく、幅広い選択肢のもとで建設候補地の検討を行ってみてはどうかとの御意見をいただき、できる限り早い施設整備を進める観点においても重要な要素であると受け止め、今後の保育施設整備につきまして、視野を広げ、幅広い選択肢の検討を行っている段階でございまして、繰り越しをしております公有財産購入費執行につきましては、今後、幅広い選択肢の検討の中で見極めを行ってまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。今後、新しい保育施設において検討していくということですが、これも同じでございまして。地元の住民、また関係者の方への方針決定に至るまでの中で説明、また意見を聞くという場を十分に設けていただきまして、お互いにある程度の納得をしたうえでの整備ということをお願いしたいと思います。以上です。

渡部委員長 ほかに質問ありませんか。福島委員。

福島 委員 担当課に通告しておりますので、文教厚生委員会の所管に関係する部分についてお尋ねいたします。幅広く質問しようと思っておりましたが、時間の関係で極めて短くさせていただきます。

去る6月5日の議会開会日に緊急質問がございました。市長は、憲法が保障する政治活動、思想及び良心の自由を守るためとして、具体的な答弁はされませんでした。そこで、人権の担当課にお尋ねします。基本的人権の一つである信教の自由について、具体的にどういふことか、ちょっとお教えいただけたらと思います。信教の自由です。よろしくをお願いします。

渡部委員長 田中人権・男女共同参画課長。

田中 課長 人権・男女共同参画課、田中でございます。福島委員の御質問にお答えいたします。信教の自由につきましては、日本国憲法第20条第1項において「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」、第2項では「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」、第3項では「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。」と規定されております。また、第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として、個人の人権尊重に加え、他者との関係においても差別されないことを保障し、日本国憲法の理念の一つである法の下での平等を掲げています。以上、御質問のお答えといたします。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 ありがとうございます。

渡部委員長 ほかに質問、福島委員、どうぞ。

福島 委員 基本的人権である思想、良心の自由とか信教の自由、人格権とか個人として尊重される、こういうのは人権尊重の阿南市において当然守ることです。これからも引き続いて、人権尊重のまち阿南市にふさわしい対応をお願いしたいと思います。以上です。

渡部委員長 ほかに御質問はありませんか。陶久副委員長。

陶久副委員長 よろしくをお願いします。

まず、最近、よく相談を受けた事案なんです、介護認定に要する期間、更新とか。普通、通常は、大体申請から30日程度ぐらいで結果通知までいくんですけども、御存知のとおりコロナ禍がありまして、そのコロナ禍の間、対面調査などが非常に遅れまして、暫定的に期間の延長というのが行われていました。ということで、かなりストックがたまっております。限られた人員で、それを対処していくことには、多分、時間的に制約があったということなんですけれども、現実には月またぎでの期間がかかっているということで、介護度が重たくなる分についてはそんなに支障がないんですけども、軽くなる場合ですね。今まで使っておったサービスが使えなくなったり、借りていた用具を返還しなければならないとか、実質的に利用者さんにそういうしわ寄せが、今、起きているのが、ぽつぽつと見られるようなんです。

ということで、今、暫定的に多分、介護保険課のほうでは人員的にしっかり頑張ってもらっていると思いますが、今、この現状がどの程度で改善されるのか。もうほぼ改善されているのかなどについて、ちょっと御所見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

渡部委員長 日下介護保険課長。

日下 課長 介護保健課、日下です。陶久副委員長の介護認定審査の遅れについての御質問にお答えします。

御指摘のとおり、認定審査で、昨年度まではコロナ禍によりまして延長の申し出が可能となっていたものが、この4月から全ての認定審査については審査会に諮らねばならないということになっております。このことで、昨年度は4,700件ほどの申請のうち、延長の申し出により2,100件ほどで審査となっておりますが、今年度は、5,000件ほどの審査、全てが審査見込みとなっております。このことに対応するために、今年度より調査員を1名増員しまして、5名体制としております。

また、認定調査の委託先を増やすとともに、審査会の回数、1回の審査件数も増やして対応しておりますけれども、処理が追いついていないような状況でございます。また、審査会に諮るには、調査書のほかに主治医の意見書等が必要でございます。意見書の提出が間に合わなかったために審査会に諮るのが遅れたこともあります。今後は、医療機関やケアマネージャーとも十分連携しながら、医療機関への定期的な受診とか、それぞれ個人さんの、今の認定の状況等も充分把握して、スムーズな認定に努めてまいりたいと心がけてまいります。

この先、どのくらいで解消するかというところでございますけれども、まだ、今のところ、もう来ている処理をひたすらやっているような状況で、なかなか先が見えないような状態でこの1年間ぐらいは、かなり厳しい状態が続くのではないかと考えております。以上、お答えとします。

渡部委員長 陶久副委員長。

陶久副委員長 どうもありがとうございます。大変でしょうけど、しっかり頑張ってくださいと思います。

次ですが、教育行政ですが、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、3月28日に「COCOLOプラン」というのができました。これは結局、不登校の生徒に対して、どのように具体的に取り組んでいくかというのを改めて決めたということで、全国小中学生で90日以上不登校の学生さんが4万6,000人ぐらいになっているという現状を踏まえてのことになります。

大きく三つの項目がありまして、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えると。二つ目、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すると。三つ目、学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする、の三つの取り組みをしっかりと頑張っていきたいということで、文部科学大臣もコメントを寄せて取り組んでいくということですが、現在、阿南市における不登校生徒の現状を踏まえて、多分、このプランって手元に届いていますよね。届いていませんか。届いていないんでしょうか。この内容を、これから多分、実現していかなければならないと思いますが、結構、細かい内容。例えば、学校に行きたくない、授業を受けたくない人が、今までは保健室でいけていたのが、保健室がなかなか使えなくなったと。それに代わるスペシャルサポートルームなどを設置しなさいと、簡単に書いてありますが大変なことなんですよね。そういうのを受けていかなければならないということを、多分、これから具体的に、市は市でやっぱりそういう対応策を考えていかなければならないということで、これはまた9月の議会でしっかりと議論させていただきたいと思うんですが、できましたら、もう取り掛かっていかなければならないのであれば、速やかに取り掛かっていただきたいと思いますので、これは抜き打ち的にしましたので、答弁は別に要りませんので、9月に向けてしっかりと議論をさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう一つ、抜き打ちになるんですけども、GIGAスクールの、1人1人の

端末活用がされているんですけれども、その端末が十分に行われていない自治体に対して伴走支援をこれからしていきましょうという方向が打ち出されているようなんです。四つで、15名の特命チームによる伴走支援体制をしますと。GIGAスクール運営支援センターなどを作りますと。リーディングDXスクール事業も進めます。切れ目のない豊富な研修機会の提供をしていきますということを、この伴走支援を進めていくような打ち出しが出ているらしいんです。

それになかなか端末が活用されていないところとして、徳島県の名前もちょっと入っていますので、阿南市の現状がどうなのかということも含めて、これをしっかりと、また取り組んでいきたいなと思います。これは要望です。ですので、こういうことも含めて、また9月にしっかりと話をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

渡部委員長　ほかに質問はございませんか。住友進一委員。

住友進一委員　1点だけ。最近、また新型コロナウイルスの感染者がかなり増えてきているというニュースもありますし、阿南市内の小中学校、あるいはこの市内でもコロナにかかっている人がいらっしゃるかどうか、それはよくわかりませんが、体調不良の方がかなりいらっしゃるということを耳にしますけれども、コロナにかかっているという把握の仕方、どういうかたちで把握をされているのか。

また市として、学校として、どの程度になれば制限をかけていこうと考えられているのか。それは今後の課題として置いているのか。今、新型コロナウイルスがまた新しく増加している傾向の中で、今、考えられている対応というか、そういうのがあればお伺いしたいと思います。

渡部委員長　御答弁いかがでしょうか。高山保健センター所長。

高山　所長　保健センター、高山でございます。よろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染者数の把握でございますが、新聞報道等で御存知のとおり、5月8日以降は定点把握というかたちになっておりまして、阿南保健所管内で指定された病院において、新型コロナウイルスの感染者数を週1回報告するというかたちになっております。現時点では、今回、本会議の一般質問等でも御答弁させていただきましたが、ワクチン接種というものが今年度1年間、延長になっておりますので、そういった対応とともに、高齢者、また基礎疾患を有する方については引き続き、基本的な感染対策、手洗い、うがいであるとか、マスク着用というものをお願いしたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

渡部委員長　住友進一委員。

住友進一委員　定点での確認ということで、全体的な把握というのは難しいということだろうと思いますが、5類に指定されたということで、対応が非常に、逆に難しくなったというところもあろうかと思いますが、できるだけ早めにこの方針とか、定点で確認したものがいくつ以上になったら、それを実際、全点確認した場合にどれぐらいになるかという置き換えもして、早く対応を取っていただきたいと思いますので、要望にしておきますので、よろしくお願いいたします。

渡部委員長　ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質問がないようですので、これで本委員会の所管に係る一般質問を終結いたします。
以上で、本委員会を閉じることいたします。
閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 本日は文教厚生委員会を開催いただきまして誠にありがとうございました。そして、提案させていただきました案件につきまして、全て御承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。審議の過程の中で賜りました御意見、御提言等々につきましては、今後の市政運営にしっかりと活かしてまいりたいと考えております。本日は誠にお世話になりました。

渡部委員長 これをもちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 12:08
